

## 政令第二百二十六号

### 復興特別所得税に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、所得税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第十一号）の一部の施行に伴い、この政令を制定する。

復興特別所得税に関する政令（平成二十四年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項の表第二百六十九条の項中「第二十三条第九項」を「第二十三条第七項」に改め、「又は決定」及び「若しくは第二項」を削り、「第二十三条第四項若しくは第五項」を「第二十三条第三項」に改め、同表第二百七十条第一号の項中「第一百六十条第三項」を「第一百六十条第二項」に改め、「又は決定」を削り、「第二十三条第六項」を「第二十三条第四項」に改め、同表第二百七十条第二号の項中「若しくは第二項」を削り、「第二十三条第四項若しくは第五項」を「第二十三条第三項」に、「同項第五号」を「同項第四号」に改める。

第八条の見出し中「又は決定」を削り、同条第一項中「第二項又は第四項から第六項まで」を「第三項又は第四項」に改め、同項の表第二百七十七条第二項の項中「又は第二項」及び「又は決定」を削り、同表第二百七十七条第三項の項中「又は第二項」を削り、同表第二百七十八条第一項の項中「第一百六十条第三項」を「第一百六十条第二項」に改め、「又は決定」を削り、「第二十三条第六項」を「第二十三条第四項」に改め、同表第二百七十八条第一項第一号の項中「又は第二項」を削り、「第二十三条第四項又は第五項」を「第二十三条第三項」に、「予納税額の意義」を「確定所得申告」に、「第一百六十条第三項」を「第一百六十条第二項」に、「第二十三条第六項」を「第二十三条第四項」に改め、同表第二百七十八条第一項第二号の項中「若しくは第二項」を削り、「第二十三条第四項若しくは第五項」を「第二十三条第三項」に、「同項第五号」を「同項第四号」に改め、同表第二百七十八条第三項の項中「から第三項まで」を「又は第二項」に、「第二十三条第四項から第六項まで」を「第二十三条第三項又は第四項」に改め、「又は第二項」を削り、「第二十三条第四項又は第五項」を「第二十三条第三項」に改め、同条第二項中「第二十三条第八項」を「第二十三条第六項」に改める。

第十条第三項中「第二十五条の十の十一第八項各号及び第十三項」を「第二十五条の十の十一第九項各号及び第十四項」に改め、同項第二号中「第二十五条の十の十一第六項から第十一項まで及び第十三項」を「第二十五条の十の十一第七項から第十二項まで及び第十四項」に改める。

第十三条第一項の表租税特別措置法施行令の項中「第一百二十条第一項第五号」を「第一百二十条第一項第四号」に、「第二十五条の十の十一第十二項」を「第二十五条の十の十一第十三項」に改める。

### 附 則

この政令は、令和四年一月一日から施行する。